

市有ブロック塀等の安全対策に関する取組方針

大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀等の倒壊の被害を踏まえ、本市所管の建築物（一般施設・学校施設・市営住宅・特別会計施設）の敷地、公園や未利用地等に設置されている既存ブロック塀等について、本対策方針に基づき、早急な安全対策を推進する。

■対策の対象とするブロック塀等

市設建築物の敷地及び公園や未利用地等に設置されている高さ 80 c m 以上のブロック塀、万年塀、石積塀、れんが塀など

■市有ブロック塀等の現況

総延長：約 1 4 0 k m 約 3, 0 0 0 箇所

■震災後の対策状況（平成 30 年 7 月末現在）

直ちに対応が必要なブロック塀等について、安全確保や応急措置を実施済。

〔安全確保〕・撤去	4 ヲ所
〔応急措置〕・部分補修、部分撤去	2 7 ヲ所
・倒壊防止	2 ヲ所
・立入禁止措置	2 0 ヲ所

■対策方針

市設建築物の敷地及び公園や未利用地等に設置されているブロック塀等については、建築基準法の適合状況や設置場所、劣化の状態等を勘案したうえで、原則撤去し、必要に応じてフェンス等の整備を行う。

■対策の進め方

対策（１）：既に部分補修や立入禁止などの応急的な措置を行っているものについて、速やかに当該ブロック塀等を撤去する。

対策（２）：道路や敷地内通路など人の通行等がある部分に面するブロック塀等について原則、①・②の順を基本としてできる限り早期に着手し撤去する。

① 建築基準法の現行の仕様規定によらないもので、劣化（ひび割れ・発錆等）や破損が見られるもの

② 建築基準法の現行の仕様規定に適合しているもので、劣化（ひび割れ・発錆等）や破損が見られるもの

また、建築基準法の現行の仕様規定によらないもの

対策（３）：（１）及び（２）以外のブロック塀等については、計画的な安全対策又は予防保全による維持管理を実施する。

※ただし、各施設・敷地で別途工事計画があるものや、処分予定となっている土地・建物などについては、上記の優先順位をふまえて、その状況に応じて、効率性を勘案しながら、必要な安全対策を進めるものとする。

（平成 30 年 8 月 24 日時点集計）

	応急措置を行ったもの	人の通行等あり （道路・通路等）		左記以外 （隣地沿い等）	
		現行の仕様規定 によらないもの	左記以外	現行の仕様規定 によらないもの	左記以外
・劣化あり ・破損あり 等	(1) 約 4 km	(2)－① 約 27 km※	(2)－② 約 10 km	(3) 計画的な 安全対策 約 16 km	(3) 計画的な 安全対策 約 2 km
上記以外		(2)－② 約 15 km	(3) 予防保全 約 45 km	(3) 計画的な 安全対策 約 6 km	(3) 予防保全 約 15 km
合計	約 140 km				

※高さが 2.2m を超えている場合は劣化や破損が見られなくても (2)－① に含む。

■対策スケジュール

各対策については、原則、以下のスケジュールで実施する。

対策（１）：速やかに着手し、今年度中に対策を完了する。

対策（２）：原則、①・②の順を基本としてできる限り早期に着手し、2019 年度末までに対策を完了することをめざす。

対策（３）：該当するブロック塀等のうち、計画的な安全対策を講じるものについては概ね 5 年を目途に対策の完了をめざす。その他のブロック塀等については、予防保全により適切に維持管理し、経年を考慮して対策を行うものとする。